

第 1 部

総 説

第1章 平成26事務年度（平成26.7.1～平成27.6.30）の主要事項

1 改正相続税法への対応

平成25年3月に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により相続税法の改正が行われ、平成27年1月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税については、基礎控除額が引き下げられた。これに伴い納税義務者の大幅な増加が見込まれることから、次の施策に取り組んだ。

(1) 広報施策の実施

納税者が制度の仕組みや申告手続について正しく理解できるよう、国税庁ホームページに相続税及び贈与税の関連情報を集約した特集ページを開設し、相続税の仕組みを分かりやすく解説した「相続税のあらまし」や遺産が基礎控除額を超えるかどうかを相続人等が自ら判断する際に参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を掲載するとともに、その活用を促す広報施策を実施した。

(2) 相談体制の整備

改正相続税法についての問合せや相談に適切に対応するため、税務署資産課税部門と管理運営部門及び電話相談センター（税務相談室）との連携を強化し、相談体制を整備した。

2 社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応

(1) 法整備等への対応

イ 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、個人番号を利用することができる事務を別表第一に掲げており、具体的な事

務は主務省令において定めることとされている。このため、国税庁では、個人番号を利用する事務を精査し、番号法の所管省庁である内閣府と必要な調整を行った（同省令は平成26年9月に公布。）。

また、番号法第16条において義務付けられている本人確認の措置に関して、番号法施行規則に基づき、国税関係手続における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を規定する国税庁告示を、平成27年1月30日付で公布した。

ロ 法人番号

番号法においては、国税庁が法人番号の付番機関とされている。このため、法人番号の指定通知書に記載する事項などを定める「法人番号の指定等に関する省令」の制定に当たり、関係府省と必要な調整を行った（同省令は平成26年8月に公布。）。

(2) 特定個人情報保護評価への対応

行政機関の長等は、番号法第27条に基づき、特定個人情報保護ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することとされている。

このため、国税庁では、特定個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針に基づいて特定個人情報保護評価を実施し、平成27年1月に国税庁ホームページにおいて公表した。

(3) マイナンバー制度に係る周知・広報への対応

国税庁においては、国税庁ホームページに特設サイトを開設し、マイナンバー制度の概要や税務分野に関するFAQ等を順次掲載したほか、関係民間団体等に対す

る説明会を積極的に開催するなど、マイナンバー制度が円滑に導入されるよう周知・広報に努めた。

(4) 法人番号付番機関としての取組

法人番号の指定・通知・公表に必要なシステムの構築や、事務処理体制の整備を行った。

3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、納税者の利便性向上と税務行政の効率化につながるものであることから、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ納税者への個別勧奨や税理士に対する代理送信の協力要請を行うとともに、e-Taxホームページのリニューアルやe-Taxソフト（WEB版）における法定調書の送信可能枚数の拡大などの利便性向上に向けたシステム改善を実施した。

また、オンライン利用に関する政府全体の取組方針である「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を踏まえて、平成26年9月に「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」という。）が決定された。

改善取組計画では、e-Taxの利用者満足度や利用率などが評価指標として掲げられるとともに、今後、実施を予定しているe-Taxの新たな利便性向上施策が明記されており、国税庁では、改善取組計画に基づき、引き続き、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組を進めることとしている。

なお、改善取組計画に掲げられた評価指標の平成26年度実績値は、いずれも前年度を上回り、着実にe-Taxの普及及び定着が図られている。

4 外国税務当局との執行協力の促進

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識が高まる中、我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めるとともに、我が国が過去に締結した租税条約等の中で、情報交換規定が現在の国際基準を満たしていないものについては、最新の内容への改正が引き続き進められている。平成26事務年度には、オマーン、英領バージン諸島、アラブ首長国連邦との租税条約等が発効し、平成27年6月末現在、発効済みの租税条約等は64（平成26年6月末時点で61）、適用対象国・地域は90か国・地域（平成26年6月末時点で83）に増加している。

こうした情報交換の枠組みを活用し、事案の内容に応じて、外国税務当局と会合を開催するなど、効果的・効率的な情報交換の実施に努めた。

また、平成25年10月に、税務当局間で徴収共助等の行政支援を相互に行うための多国間条約である「税務行政執行共助条約」が我が国について発効しており、同条約及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく情報交換・徴収共助等の実施が可能となっている。

5 改正消費税法等への対応

(1) 社会保障と税の一体改革による改正消費税法に関する広報・相談対応

平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、取引の時期や経過措置の適用の有無により、税率が異なることとなるため、消費税の確定申告を行う事業者がこれらの改正内容を十分に理解して自ら適正な申告・納付が行えるよう、各種周知・広報に努めた。

また、各税務署に設置した「改正消費

税相談コーナー」において改正内容に関する相談に対応した。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

「改正消費税相談コーナー」において、消費税転嫁対策特別措置法に規定された総額表示義務の特例や転嫁拒否等に関する相談について、関係省庁と連携して適切に対応した。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定を遵守するよう周知・指導を行うなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めた。

6 日本産酒類の輸出環境整備

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、関係府省が連携して取組を進めている。

国税庁では、在外大使等に対する日本酒セミナーや酒蔵ツアーの実施、国際会議やイベントでの日本産酒類のPR、国税庁ホームページ上に酒類鑑評会の結果や放射性物質の分析結果を英文により公表するなど、国内外に対して日本産酒類の普及・啓発を行った。

また、酒類業者への支援として、輸出に係る情報提供を目的とした輸出セミナーの開催や、酒類の業界団体で構成される「日本酒輸出協議会」を支援するなど、官民連携して輸出環境整備に向けた取組を行っている。

貿易障壁の緩和・撤廃に向けては、東日本大震災後に各国で導入された輸入規制の解除の働きかけやEPA・FTA等地域経済連携協定の推進に取り組んだ。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成26年度の経済動向については「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成27年2月12日閣議決定）」において『『大胆な金融政策』、『機動的な財政政策』、『民間投資を喚起する成長戦略』の『三本の矢』の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。

こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成26年12月27日に『地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策』を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、経済対策や政労使会議を含む各種政策の成果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。」とされている。

なお、平成26年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成26年度の実質国内総生産は、実額で525.9兆円（平成25年度530.6兆円）、成長率は0.9%減（平成25年度2.1%増）となった。

名目国内総生産は、実額で490.8兆円（平成25年度483.1兆円）、成長率は1.6%増（平成25年度1.8%増）となった。

2 個人消費

平成26年度の実質民間最終消費支出は、実額で307.4兆円（平成25年度317.2兆円）、前年度比3.1%減（平成25年度同2.5%増）となった。

3 住宅投資

平成26年度の新築住宅着工件数は88.0万戸（平成25年度98.7万戸）で前年度比10.8%減（平成25年度同10.6%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で13.2兆円（平成25年度15.0兆円）、前年度比11.7%減（平成25年度同9.3%増）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成26年度の実質民間企業設備投資は、実額で71.9兆円（平成25年度71.5兆円）、前年度比0.5%増（平成25年度同4.0%増）となった。

鉱工業生産指数は98.5（平成25年度98.9）となり、前年度比0.4%減（平成25年度同3.2%増）となった。

5 国際収支

平成26年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で74.7兆円（平成25年度70.9兆円）、前年度比5.4%増（平成25年度同10.8%増）となり、輸入は実額で83.8兆円（平成25年度84.6兆円）、前年度比0.9%減（平成25年度同17.4%増）となった。

この結果、平成26年度の貿易収支（国際収支ベース）は6.6兆円の赤字（平成25年度11.0兆円の赤字）、経常収支は7.9兆円の黒字（平成25年度1.5兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成26年度の有効求人倍率は1.11倍（平成25年度0.97倍）と0.14ポイント上昇し、完全失業率は3.5%（平成25年度

3.9%)と0.4ポイント低下した。

7 物価動向

平成26年度の国内企業物価指数は105.3(平成25年度102.4)となり、前年度比2.8%増(平成25年度同1.9%増)となった。

消費者物価指数(除く生鮮食品)は103.2(平成25年度100.4)となり、前年度比2.8%増(平成25年度同0.8%増)となった。

第2節 租税収入状況

1 平成26年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成26年度一般会計「租税及び印紙収入」(以下「一般会計分税収」という。)の決算額は、53兆9,707億円であり、予算額(補正後予算額。以下同じ。)51兆7,260億円に対して2兆2,447億円(4.3%)の増収となり、前年度の決算額46兆9,529億円に対して7兆178億円(14.9%)の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

- (1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合(決算額ベース)は31.1%と前年度の33.1%を下回っており、法人税の一般会計分税収に占める割合も20.4%と前年度の22.3%を下回った。
- (2) 直接税(源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに復興特別所得税及び復興特別法人税)の特別会計分を含む税収総計に占める割合(決算額ベース)は52.7%と前年度の56.9%を下回った。

2 主要税目別収入状況(平成26年度一般会計分)

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、14兆267億円で

あり、予算額に対して8,817億円(6.7%)の増収、前年度決算額に対して1兆2,676億円(9.9%)の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆7,635億円であり、予算額に対して915億円(3.4%)の増収、前年度決算額に対して82億円(0.3%)の減収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は11兆316億円であり、予算額に対して5,186億円(4.9%)の増収、前年度決算額に対して5,379億円(5.1%)の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆8,829億円であり、予算額に対して1,349億円(7.7%)の増収、前年度決算額に対して3,085億円(19.6%)の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、16兆290億円であり、予算額に対して6,900億円(4.5%)の増収、前年度決算額に対して5兆1,997億円(48.0%)の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,276億円であり、予算額に対して134億円(1.0%)の減収、前年度決算額に対して433億円(3.2%)の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆4,864億円であり、予算額に対して587億円(2.3%)の減収、前年度決算額に対して879億円(3.4%)の減収となった。

